

令和元年度第1回
北本市公共施設等総合管理計画推進審議会
関連例規資料

令和元年7月30日

北本市執行機関の附属機関に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

（委任）

第3条 附属機関の組織、会議その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

別表（第2条関係）

第1 市長の附属機関

附属機関名	職務
北本市表彰審査会	市長の諮問に応じ、表彰対象になった者について審査する。
北本市地名地番整備審議会	市長の諮問に応じ、地名地番整備事業に関する事項について調査審議する。
北本市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議する。
北本市人権推進審議会	市長の諮問に応じ、人権施策の推進に関する必要な事項について調査審議する。
北本市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種による健康被害に関する事項について調査審議する。

北本市健康・体力づくり市民会議	市長の諮問に応じ、市民の健康の増進と体力の向上に関する事業計画の策定及びその推進を図るため必要な事項について審議する。
北本市行政改革推進委員会	市長の諮問に応じ、行政改革に関し必要な事項について調査審議する。
北本市産業振興委員会	市長の諮問に応じ、産業振興に関し必要な事項について調査審議する。
北本市自転車問題審議会	市長の諮問に応じ、駅周辺地域の自転車問題に関し必要な事項について調査審議する。
北本市情報公開・個人情報保護運営審議会	北本市情報公開条例及び北本市個人情報保護条例の運営について、実施機関の諮問に応じ、調査審議する。
北本市男女共同参画審議会	市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。
北本市下水道事業審議会	市長の諮問に応じ、下水道事業に関し必要な事項について調査審議する。
北本市総合振興計画審議会	市長の諮問に応じ、総合振興計画の策定に関する事項について調査審議する。
北本市市民参画・協働推進審議会	市長の諮問に応じ、市民参画及び協働の推進に関する事項について調査審議する。
北本市空家等対策協議会	市長の諮問に応じ、空家等の対策に関する事項について協議する。
北本市公共施設等総合管理計画推進審議会	市長の諮問に応じ、公共施設等総合管理計画の推進に関する事項について調査審議する。

第2 教育委員会の附属機関

附属機関名	職務
北本市立小・中学校通学区域審議会	教育委員会の諮問に応じ、市内小・中学校の通学区域に関し必要な事項について調査審議する。
北本市就学支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、障害のある児童生徒及び就学予定者の障害の種類及び程度の判断並びに就学に係る教育的支援に関する事項について調査審議する。
北本市人権教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じ、人権教育の振興を図り、明るい地域社会づくりに寄与するために必要な事項について調査審議する。
北本市公民館等運営審議会	教育委員会の諮問に応じ、公民館等の管理及び運営に関する事項について調査審議する。
北本市図書館協議会	教育委員会の諮問に応じ、市立図書館の管理及び運営に関する事項について調査審議する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

報酬及び費用弁償

区分		報酬		費用弁償 (1日)
	支給区分	金額		
選挙管理委員会	委員長	月額	23,900円	2,000円
	委員	月額	16,800円	2,000円
監査委員	議見を有する者	月額	52,500円	2,000円
	議会選出委員	月額	31,600円	2,000円
埼玉県央広域公平委員会	委員長	日額	6,900円	
	委員	日額	5,900円	
教育委員会委員		月額	32,900円	2,000円
農業委員会	会長	月額	(基本給) 36,100円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内において規則で定める額	
	会長代理	月額	(基本給) 30,500円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内において規則で定める額	
	委員	月額	(基本給) 26,800円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内において規則で定める額	
	農地利用最適化推進委	月額	(基本給) 26,800円	2,000円
		年額	(能率給) 予算の範囲内における額	

員		いて規則で定める額	
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	6, 900円
	委員	日額	5, 900円
スポーツ推進委員		日額	5, 900円
産業医		月額	70, 000円 2, 000円
保育所嘱託医		年額	101, 900円 2, 000円
保育所嘱託歯科医		年額	104, 000円 2, 000円
児童発達支援センター嘱託医		年額	101, 900円 2, 000円
児童発達支援センター嘱託歯科医		年額	104, 000円 2, 000円
福祉事務所嘱託医		月額	53, 040円 2, 000円
身体障害者相談員		年額	20, 000円
知的障害者相談員		年額	20, 000円
家庭児童相談員		月額	122, 100円
社会教育指導員		月額	122, 100円
教育相談員		月額	122, 100円
教育センター所長		月額	122, 100円
嘱託員		月額	122, 100円
商業経営相談員		月額	122, 100円
内職相談員		月額	25, 400円
職業相談員		月額	42, 400円
消費生活相談員		日額	11, 200円
外国語指導助手		月額	300, 000円以内の額で 任命権者が定める額
選挙長及び開票管理者		日額	10, 600円

投票所の投票管理者及び投票管理者の職務代理人	日額	12,600円	
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円	
選挙立会人及び開票立会人	日額	8,800円	
投票所の投票立会人	日額	10,700円 (投票所の投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、5,350円)	
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円 (期日前投票所の投票立会人として従事した時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、4,750円)	
表彰審査会委員	日額	5,500円	
総合振興計画審議会委員	日額	5,500円	
人権推進審議会委員	日額	5,500円	
自治基本条例審議会委員	日額	5,500円	
市民参画・協働推進審議会委員	日額	5,500円	
男女共同参画審議会委員	日額	5,500円	
行政不服審査会	会長	日額	20,400円
	委員	日額	18,600円
情報公開・個人情報保護審査会委員	会長	日額	20,400円
	委員	日額	18,600円

情報公開・個人情報保護運営審議会委員	日額	5, 500 円	
行政改革推進委員会 委員長	日額	20, 400 円	
	日額	5, 500 円	
特別職報酬等審議会委員	日額	5, 500 円	
公務災害補償等認定委員会 委員	日額	5, 500 円	
公務災害補償等審査会委員	日額	5, 500 円	
公共施設等総合管理計画推進審議会委員	日額	5, 500 円	
環境審議会委員	日額	5, 500 円	
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	5, 500 円	
防災会議委員	日額	5, 500 円	
国民保護協議会委員	日額	5, 500 円	
地名地番整備審議会委員	日額	5, 500 円	
自転車問題審議会委員	日額	5, 500 円	
民生委員推薦会委員	日額	5, 500 円	
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	11, 600 円	
子ども・子育て会議委員	日額	5, 500 円	
健康・体力づくり市民会議委員	日額	5, 500 円	
介護認定審査会委員	日額	15, 000 円	
介護給付等支給審査会委員	日額	15, 000 円	
市町村の国民健 会長	日額	6, 500 円	

康保険事業の運営に関する協議会	委員	日額	5, 500円	
産業振興委員会委員	日額	5, 500円		
都市計画審議会委員	日額	5, 500円		
空家等対策協議会委員	日額	5, 500円		
土地区画整理審議会委員	日額	5, 500円		
土地区画整理評価員	日額	5, 500円		
下水道事業審議会委員	日額	5, 500円		
小・中学校通学区域審議会委員	日額	5, 500円		
就学支援委員会委員	日額	5, 500円		
社会教育委員	日額	5, 500円		
青少年問題協議会委員	日額	5, 500円		
文化財保護審議会委員	日額	5, 500円		
人権教育推進委員会委員	日額	5, 500円		
堀之内集会所運営委員会委員	日額	5, 500円		
スポーツ推進審議会委員	日額	5, 500円		
公民館等運営審議会委員	日額	5, 500円		
図書館協議会委員	日額	5, 500円		

北本市公共施設等総合管理計画推進審議会規則

平成 31 年 3 月 29 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 56 年条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、北本市公共施設等総合管理計画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出又は会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北本市情報公開条例（抜粋）

（公開しないことができる行政文書）

第7条 実施機関は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は国若しくは県からの指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、明らかに公開することができないとされている情報が記録されている行政文書については、行政文書の公開をすることができない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、行政文書の公開をしないことができる。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

エ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を著しく損なうと認められるもの又は実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として

公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが明白かつ具体的なもの

(4) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、明らかに当該事務事業の公正又は適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体、健康又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(会議の公開)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関（以下「附属機関

等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- (2) 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

北本市情報公開条例（抜粋）

（公開しないことができる行政文書）

第7条 実施機関は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は国若しくは県からの指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、明らかに公開することができないとされている情報が記録されている行政文書については、行政文書の公開をすることができない。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、行政文書の公開をしないことができる。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

エ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を著しく損なうと認められるもの又は実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として

公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国若しくは独立行政法人等若しくは他の地方公共団体若しくは公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが明白かつ具体的なもの

(4) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、明らかに当該事務事業の公正又は適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体、健康又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(会議の公開)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関及び実施機関が設置したこれらに類する機関（以下「附属機関

等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その会議を公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等又は附属機関等の会議規則に特別の定めがあるとき。
- (2) 会議の審議等の内容が、非公開情報に該当するとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正、円滑な運営が著しく阻害され、当該会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 会議の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。

北本市附属機関等の会議の公開に関する規則（抜粋）

平成17年3月31日

規則第9号

改正 平成24年3月30日規則第19号

（趣旨）

第1条 この規則は、北本市情報公開条例（平成3年条例第41号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定に基づき、附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及び市長が設置したこれらに類する機関をいう。以下同じ。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開・非公開の決定）

第2条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

（会議の日程の周知）

第3条 会議の日程は、遅くとも当該会議開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載、会議開催のお知らせ（様式第1号）による市政情報コーナー掲示板への掲示その他市長が別に定める方法により行うものとする。

（平24規則19・一部改正）

（会議の傍聴）

第4条 公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催日の当日、

会議の傍聴を希望する者のうちから先着順に決定するものとする。ただし、会議開催日の当日の先着順にすると会場が混乱するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 傍聴人は、傍聴人名簿（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、担当者の指示を受けなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメット類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕類を携帯している者

(3) 写真機、ビデオ、録音機等を携帯している者（附属機関等の長が許可したときを除く。）

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに席を離れること。

(2) 議事に関する発言若しくは賛否を表明し、又は騒ぎ立てる等示威的行為をすること。

(3) 当該附属機関等の長の許可を得ずに写真の撮影又は録画若しくは録音すること。

(4) 飲酒、飲食又は喫煙すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を阻害すると認められること。

6 附属機関等の長は、傍聴人が前項に掲げる行為をした時は、これを制止し、又は当該傍聴人を退場させることができる。

(平24規則19・一部改正)

(会議資料の閲覧)

第5条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第7条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。

(会議記録の作成及び公開)

第6条 附属機関等は、全ての会議において会議記録を作成しなければならない。

- 2 会議記録の作成方法等については、市長が別に定めるところによる。
- 3 会議記録及び当該会議に係る配布資料（以下「会議記録等」という。）は、公開するものとする。ただし、非公開情報が含まれているときは、この限りでない。
- 4 会議記録等の公開は、市政情報コーナー及びホームページにおいて行うものとする。この場合において、当該会議記録等を公開する期間は、原則として、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(平24規則19・一部改正)

(運用状況の公表)

第7条 市長は、会議の公開の状況を年1回公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページにおいて行うものとする。

(平24規則19・一部改正)

(適用除外)

第8条 法令等において、附属機関等の会議に関し特別の定めがあるときは、この規則を適用しない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第19号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市附属機関等の会議の公開に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に開催する会議について、適用する。